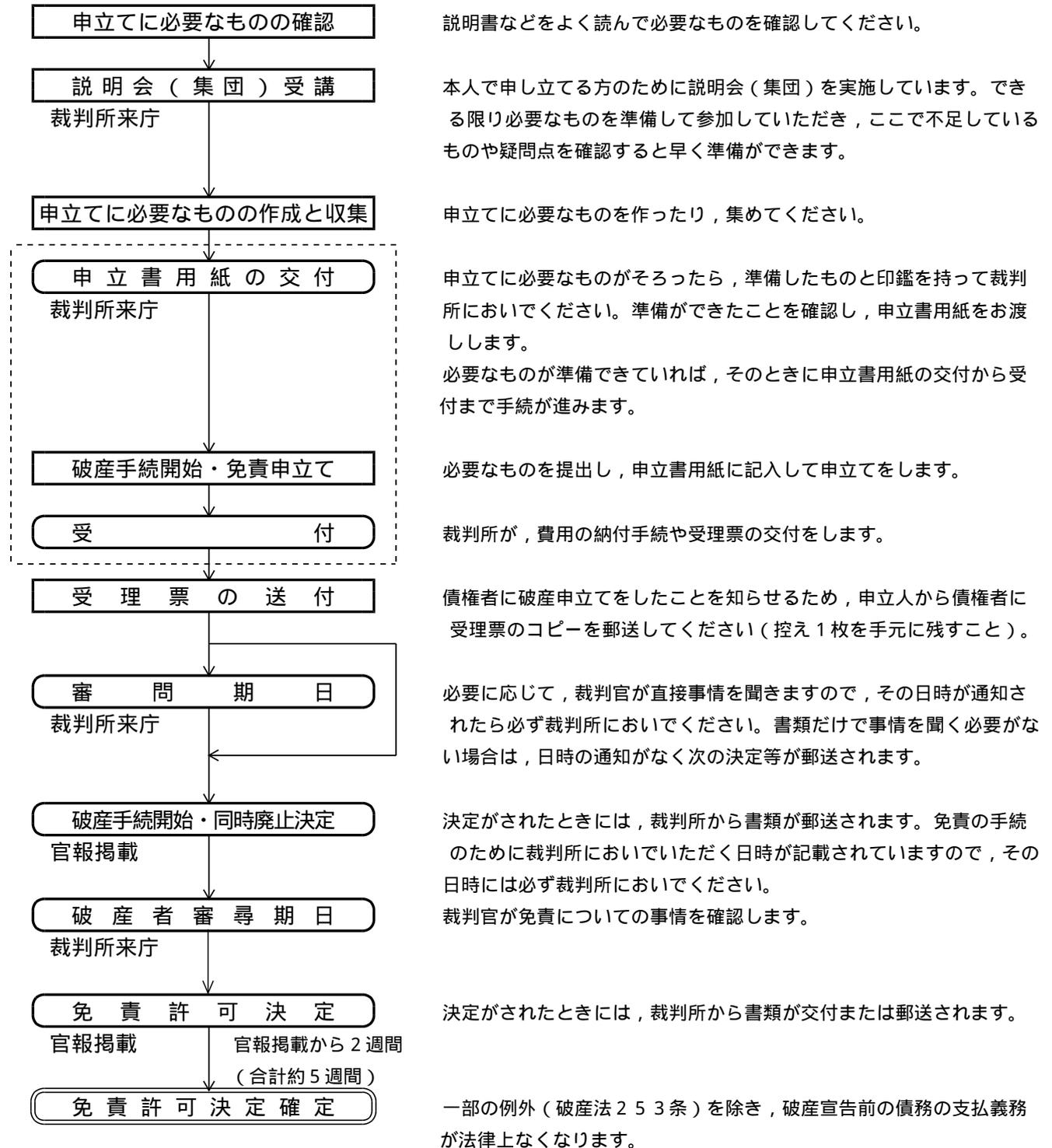


資料 2

盛岡地方裁判所における自己破産申立ての標準的な流れ
 (個人の本人申立てで価値のある財産がない場合)

注 申立人がするもの 裁判所がするもの 期間の経過を待つもの



申立てから免責許可決定確定まで、通常概ね4か月かかります。

申立て及び問い合わせ先
 盛岡地方裁判所 4階民事部書記官室破産係 (019) 622-3294